

質問第六十四号

官報を自治警察へ配給に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿三年四月拾九日

官報を自治警察へ配給に關する質問主意書

一、全國の自治警察で官報を入手してゐる警察は九九%無い様である、官報を読まず、政令も法律も旧式のものでやつてゐる自治警察に至急送る様政府は手配すべきである、政府は目下八万部、前後の小部数の官報を用紙不足といわず十五万部程度に増刊すべきであるが処見を問う。

二、グロ、エロ、新聞、雜誌や、重複する二流新聞用紙は半額用紙配給にすべきで、用紙の源、実に充分と信ずるが政府の御処見を問う。

右質問に対し御答弁を要求する。